

2019年4月4日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス  
プロネクサス総合研究所

## 「時価の算定に関する会計基準（案）」等に関する意見

2019年1月18日に公表されました標記公開草案について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出いたしますので、宜しく願い申し上げます。

記

### 質問1

<コメント>

- ・単に「時価」と表記するだけでは金融商品会計基準以外の会計基準で用いられる「時価」という用語と同じ意味に解釈される可能性もあり、会計基準の適用上混乱することになるため、常に「金融商品の時価」と表記する方が適切であると考ええる。

### 質問3-1

<コメント①>

- ・時価の「算定日の定義がない」。どのような場合に時価で評価されるのかは、各会計基準の規定に委ねられていることは承知しているが、算定日の例示を加えても良いのではないか。

<コメント②>

- ・「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下、時価算定会計基準案とする）第4項(5)「インプット」の定義に関し、「市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定をいう」としているが、「インプット」自体は取引価格等の数値であり、仮定ではない。したがって、例えば「…仮定の値をいう」とした方が良い。

<コメント③>

- ・時価算定会計基準案第4項(5)①に関し、「観察可能」であるか否かを判断する一般的な基準が示されていないため、「観察可能なインプット」の定義が不明確である。

<コメント④>

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、時価算定適用指針案とする）第 14 項及び第 37 項に、「レベル 3 のインプットを用いるにあたっては、市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定を反映する。」とある。時価算定会計基準案第 4 項（5）にインプットの定義として、「市場参加者が資産又は負債の時価を算定する際に用いる仮定」とあるため、時価算定適用指針案第 14 項及び第 37 項は、「レベル 3 のインプットを用いるにあたっては、インプットを反映する。」となり意味が通じない。表現の再検討を望む。

#### 質問 3-2

##### <コメント>

- ・外貨建資産負債の決算時の換算について、現行規定では決算日前後の一定期間の平均相場を認めている。この規定の改訂も併せて検討してはどうか。

#### 質問 4

##### <コメント>

- ・どのような状況を想定しているのか理解を容易にするために、「設例」を追加していただきたい。

#### 質問 5

##### <コメント①>

- ・時価の算定方法のうち、レベル 2 とレベル 3 の区分については、混乱が生じるのではないかと。例示のようなものを表形式でもう少し多く記述することは出来ないか。また、レベル 3 の「インプット」の使用が最小限であることを何によって判断するのが明確ではないので、明らかにしていただきたい。

##### <コメント②>

- ・金融商品を大量に保有する場合、一度に売却する際に生じる価格の低下については調整を行わないとされている（時価算定適用指針案第 7 項）。しかし、資産のポートフォリオの大きな入れ替えを行う場合には、強制された清算ともいえない損失が生ずる場合もありうる。このような場合に、調整が可能になるような「できる規定」をいれても良いのではないかと。

##### <コメント③>

- ・負債の時価とは、「負債の移転のために支払う価格」をいう（時価算定会計基準案第 5 項）とされており、負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクを反映する（時価算定会計基準案第 15 項）とされている。ところが、ある企業の債務を肩代わりする者には、その債務のキャッシュフローに見合ったリスクフリーの資産にその者の手数料を加えたものを提供すれば、負債は移転でき

と思われる。つまり、負債の時価の定義と負債の時価の算定方法が合っていない。このままの算定方法を残すのであれば、負債の時価の定義を、「負債がその所有者の間で移転する場合に支払われる価格」とすべきではないか。

#### 質問6

<コメント>

- ・想定している状況が不明確なため、設例等により状況を明確にしてください。

#### 質問7

<コメント>

- ・同意する。ただし、理由を論理的に説明しようとしているが、時価を把握することが極めて困難な有価証券は存在しないという立場であるにもかかわらず取得原価による評価が認められており、却って不合理な説明となっている。単に、従来の考え方を踏襲した例外規定とした方がわかりやすい。

#### 質問8-1

<コメント>

- ・本公開草案を見る限り、「金融商品の時価のレベルごとの内訳」の開示（「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」第5-2項）は、適用初年度について、1年分が開示されるものと想定される。時価情報は年度ごとの趨勢が重要と考える利用者もおり、セグメントの変更のように、なるべく遡及開示を推奨してはどうか。特に、本会計基準を遡及適用するような場合には、比較開示は必須である。

#### 質問8-2

<コメント①>

- ・「(2) 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額」を純額で記載することは認めべきではない。それぞれの発生事象の情報を把握することには意義がある。

<コメント②>

- ・「(3) レベル1の時価又はレベル2の時価からレベル3の時価への振替額」及び「(4) レベル3の時価からレベル1の時価又はレベル2の時価への振替額」に関し、レベル1の時価からレベル2の時価への振替額及びレベル2の時価からレベル1の時価への振替額について記載しないと、レベル間のすべての振替額が網羅されていないことになる。

#### 質問 1 0

##### <コメント>

- ・本公開草案の適用範囲は、金融商品に限定されている。トレーディング目的の棚卸資産が適用範囲に含まれているのも、金融商品との同質性が根拠とされている。それにもかかわらず、時価算定適用指針案の最初の設例となる「設例 1」では、現物資産による例が示されている。そこで、最初の設例は金融商品の例示とし、現状の「設例 1」をその後に配置するとともに、設例の題名を「トレーディング目的で保有する棚卸資産のレベル 1 の時価に関する主要な市場又は最も有利な市場」と修正すべきである。

#### 質問 1 1

##### <コメント①>

- ・上場株式であっても、取引が発生せず、また、気配値もわからない事象も想定されるため、以下の場合、どのような取り扱いになるのか。

- (1) 時価算定日にそのような事象が発生した場合
- (2) 時価算定日前のある程度の期間にそのような事象が発生した場合

##### <コメント②>

- ・コメント募集用紙 15 頁に「時価レベル 3 に分類される商品であっても当該商品の市場における流動性が低いとも限らない」とあるが、「…高いとも限らない」あるいは「…低いとは限らない」ではないのか。

##### <コメント③>

- ・時価算定適用指針案「設例 7」第 2 項 (1) に「市場参加者が C 社の債務…」とあるが、「市場参加者が A 社の債務…」ではないか。

以 上